

# 「奈良県高校生等奨学給付金(専攻科)」の前倒し支給について

- 授業料以外の教育費負担を軽減するため、**対象世帯に支給**します。(返還の必要はありません)
- 希望する**新入生の保護者等**については**支給額の一部(年額のうち3か月分)**を**前倒しで受給**できるので、希望する場合は申請を行ってください。

前倒し支給(3か月分)を申請した場合でも、**残額(9か月分)については7月に別途申請する必要があります**。一度の申請で年額(12か月分)を受給されたい場合は、7月の通常分に申請してください。

※令和8年度新入生(新1年生)以外は前倒し支給の対象となりませんので、7月に募集する通常(年額)の支給申請を行ってください。

## 1. 前倒し支給の要件

- 対象となる世帯

令和8年度新入生で日本国籍、  
または**特定の在留資格を有する者のうち、  
主たる生計維持者等(父母)全員の**

**住民税所得割額の合計が以下の対象所得要件を満たす世帯**

※令和8年4月1日時点で要件を全て満たしていることが必要です。詳細な要件については裏面をご覧ください。  
※主たる生計維持者等(父母)全員の課税証明書が提出できない場合は**対象外**。(例:海外赴任等で国内に住所を有していない)

- 課税証明書の場合の確認箇所

例	県民税	市民税
所得割(額)	●●●●円	○○○○円
均等割(額)	2000円	3500円

- 対象所得要件 および 支給額(3ヶ月分)

世帯区分 (主たる生計維持者等(父母)全員の住民税所得割額の合計)	支給額
① 非課税(0円)である世帯	13,025円 (52,100円のうちの3ヶ月分)
② 105,500円未満である世帯(①以外) ※1	4,342円 (17,370円のうちの3ヶ月分)
③ 105,500円以上 264,500円未満 かつ 多子世帯(3人以上扶養) ※1	3,257円 (13,030円のうちの3ヶ月分)

※1:修学支援制度の対象外となる外国籍の生徒(R8 新入生である留学生を除く)は、旧制度単価(非課税世帯の1/5)での支給となります。

## 2. 支給時期の見込み(予定)

前倒し支給(3ヶ月分)申請を認定された場合 … 7月下旬 頃

※残額(9ヶ月分)については審査基準日や必要書類が異なるため、**7月1日以降に別途申請が必要です**。(専用様式/通常分申請不可)  
※残額申請時に受給要件を満たしていない場合は、3ヶ月分のみ給付となります。(返還不要)

## 3. 申請手続き

奈良県教育振興課のウェブページから申請書をダウンロードし、必要な書類(裏面に記載)を以下のとおり提出してください。

- 奈良県内の高等学校等に通う方:**学校が指定する期限までに、在学する学校に提出**
- 奈良県外の高等学校等に通う方:**令和8年6月30日(火)【消印有効】までに【提出先】に郵送**

**【提出先】** 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

※必ず封筒に①送り主の氏名・②送り主の住所・③【奨学給付金申請書 在中】を記載してください。  
※7月1日以降の消印のものは受理できません。最終日の発送は必ず郵便局で消印を受けてください。

<申請書のダウンロードはこちら>

奈良県 私学奨学給付金

検索

<https://www.pref.nara.lg.jp/n056/40219.html>



裏面へ→

## 4. 申請に必要な書類

対象となる生徒1人につき区分ごとの●のついた必要書類一式を用意してください。(省略不可)(該当する場合○を含む)

世帯区分		提出書類 (●必須) 区分は表面参照
①②※1	③※1	
●	●	「奈良県高校生等奨学給付金申請書【新入生・前倒し支給用】(専攻科)」 (第1号様式(第5条関係))
●	●	「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」 (別紙第1号様式)
●	●	「在学(籍)証明」(本年4月1日以降の証明日) ※申請書裏面の【学校記入欄】へ、学校による直接証明
●	●	「令和7年度(令和6年分)課税証明書」(市町村発行の原本) ※課税証明書以外の所得証明書類については「申請書の書き方」に記載の添付書類注意事項や、当課ウェブページをご確認ください。 ※コンビニ交付では前年度分が出せない場合があります。自治体にご確認ください。 ※主たる生計維持者等(父母)全員分(配偶者控除、単身・海外赴任在在等による提出の省略不可) ※DV等やむを得ない事情で一方が出せない場合、「申立書」の別途提出が必要。(当課HPから様式印刷)
-	●	「扶養誓約書」(別紙第4号様式) ※対象生徒を含む、扶養している子(兄弟姉妹)が3名以上
●	●	生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 例:住民票(原本/個人番号が記載されていないもの)、特別永住者証明書または在留カードのコピー ※住民票は本年4月1日以降発行のものに限る。
○	○	日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業したことを確認できる書類 例:日本の小学校、中学校及び高等学校の卒業証書のコピーまたは卒業証明書 ※日本国籍以外の者で、要件の5.(1).⑦家族滞在者にあたる場合。

※1:就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(R8新入生である留学生を除く)は、旧制度単価(非課税世帯の1/5)での支給。

## 5. 奈良県高校生等奨学給付金(専攻科)の支給の要件(詳細)

令和8年4月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

- (1). 主たる生計維持者等全員が奈良県内に住所を有している者のうち、生徒本人が以下のいずれかに該当する者であること  
(海外等在在で奈良県内に住所を有しない場合は対象外)

① 日本国籍を有する者	② 特別永住者	③ 永住者	④ 日本人の配偶者等
⑤ 永住者の配偶者等	⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者		
⑦ 家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者			

※ 主たる生計維持者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

- (2). 主たる生計維持者等全員の住民税所得割額の合算が0円(非課税)または105,500円未満である世帯。  
または、多子世帯(3人以上)かつ主たる生計維持者等全員の住民税所得割の合計が264,500円未満の世帯であること
- (3). 子が大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないことが必要
- ・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
  - ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
  - ・前年度における出席率が5割以下の者
- (4). 対象生徒に対して、主たる生計維持者等が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
- (5). 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

※上記(2).を満たさない場合でも、家計急変により主たる生計維持者等全員の住民税所得割額の合計が非課税または要件を満たす課税の世帯に相当すると認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校等(奈良県外の高校の場合は奈良県教育振興課)までご相談ください。  
(なお、通常募集分と家計急変分との併給はできません。)

○ 事実と異なる内容の申請により支給された場合は返還を求めます。○

### ◆ 高校生等奨学給付金(私立高等学校等(専攻科))についてのお問い合わせ ◆

- ◇奈良県 地域創造部 子ども・女性局 教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30 (TEL 0742-27-8347)
- ◇在学する高等学校等(学校が申請のとりまとめをしている場合)